

令和5年度
今治市青少年問題協議会

日時 令和5年11月22日(水)14時
会場 今治市役所 第3別館 2階会議室

次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

今治市青少年問題協議会

会長 今治市教育長 小澤 和樹

- 3 委員紹介

- 4 協議事項

- (1) 街頭補導・相談状況について(青少年センター)
- (2) 少年非行の概況について(今治警察署)
- (3) 青少年健全育成について(青少年センター)
- (4) 小中学校におけるいじめ・不登校の現状について(学校教育課)
- (5) その他

- 5 閉会

目 次

今治市青少年問題協議会委員名簿	1
今治市青少年センター 補導状況	2
今治市青少年センター 相談事業受理状況	4
今治市青少年センター 青少年健全育成事業	5
小中学校におけるいじめの現状	6
小中学校における不登校児童生徒の現状	7
今治市青少年問題協議会条例	8
地方青少年問題協議会法	9

今治市青少年問題協議会委員名簿

役職名	氏 名	区 分	関係機関団体役職名
会 長	小 澤 和 樹	関係行政機関の職員	今治市教育委員会教育長
委 員	中 島 恭 庸	関係行政機関の職員	今治警察署長
委 員	吉 野 内 浩 志	関係行政機関の職員	今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会長
職 務 代理者	竹 内 雅 之	関係行政機関の職員	今治市小中学校長会 生徒指導部長
委 員	谷 川 勝 美	学 識 経 験 者	今治地区保護司会副会長
委 員	崎 山 裕 太	学 識 経 験 者	今治青年会議所理事長
委 員	山 本 勇	学 識 経 験 者	今治市連合自治会副会長
委 員	菊 池 千 恵	学 識 経 験 者	今治市民生児童委員協議会 主任児童委員
委 員	織 田 真 吾	学 識 経 験 者	今治市PTA連合会会長
委 員	森 田 悦 子	学 識 経 験 者	今治市連合婦人会副会長
委 員	岡 田 泰 司	学 識 経 験 者	今治市青少年補導委員会会長
委 員	伊 藤 徹 男	学 識 経 験 者	今治市青少年団体連絡協議会会長
任 期	令和4年11月1日～令和6年10月31日 (交替の場合は前任者の残任期間)		

今治市青少年センター補導状況

1 実施状況 令和5年度 (4/1~10/31)

(人)

区 分		午 前		午 後		夜 間		合 計	
		本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度
中央補導	一 般	38	75	224	224	324	358	586	657
	学 校			109	91	70	71	179	162
海 岸 巡 視		32	42	46	38			78	80
地 区 内 補 導		101	105	194	167	746	661	1,041	933
小 計		171	222	573	520	1,140	1,090	1,884	1,832
事 務 局		235	267	217	278	103	108	555	653
合 計		406	489	790	798	1,243	1,198	2,439	2,485

(回)

出務回数	海 岸	16	21	23	19			39	40
	地 区 内	26	24	46	40	136	116	208	180
	中央補導	118	135	142	171	47	51	307	357
	計	160	180	211	230	183	167	554	577

(日)

実施日数	海 岸	16	14	23	15			24	18
	地 区 内	21	23	41	38	93	80	116	109
	中央補導	117	135	110	139	47	50	125	141
補導実施日数		146	157	145	149	117	109	179	178

2 「愛の一声」 をかけたもの

令和5年度 (4/1~10/31)

(人)

区 分 行 為		小学生		中学生		高校生		その他		合 計	
		本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度
金 品 持 出 し											
金 銭 濫 費											
盛 り 場 徘 徊											
夜 遊 び											
不 健 全 娛 楽	ゲ ー ム 機 等	47	21	104	355					151	376
	パ チ ン コ										
	薬 物 乱 用 お よ び 飲 酒										
不 良 交 友											
危 険 水 泳 具											
危 険 な 遊 び						18	26	1		19	26
危 険 個 所 出 入 り											
自 転 車 危 険 運 転 (並進・ノーヘル・右側通行等)		5	2	14	29	87	104			106	135
自 転 車 二 人 乗 り					2	4	4			4	6
自 転 車 無 灯 火				1	1		2			1	3
信 号 無 視 携 帯 し な が ら 運 転		1				2	1			3	1
喫 煙							1				1
喫 茶 店 出 入 り											
怠 学 (怠 業)				6	3	11	20			17	23
合 計		53	23	125	390	122	158	1		301	571

3 今治市青少年センター相談事業受理状況

令和5年度(4/1~10/31)

① 相談方法別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累 計	いじめ	累 計	いじめ
電 話	9	2	6	
メール相談	5		3	1
来 所	3	2	1	
合 計	17	4	10	1

② 対象者別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累 計	いじめ	累 計	いじめ
小 学 生	6	2	4	1
中 学 生	6	2	4	
高 校 生	2		1	
不 明	3		1	
合 計	17	4	10	1

③ 相談者別

区 分	本年度累計		前年度同期	
	累 計	いじめ	累 計	いじめ
本 人	8	2	1	
家 族	9	2	9	1
そ の 他				
合 計	17	4	10	1
新 規 人 数	13	3	6	1

④ 相談内容別

区 分		本年度 累 計	前年度 同 期
家 庭	しつけ・虐待		2
	親子・家族関係	3	
	家庭内暴力		
学 校 内 外	不 登 校	5	2
	い じ め	4	1
	ネ ッ ト 被 害		
	人 間 関 係	1	1
	学 習 ・ 進 路 ・ 適 性	1	
	学 校 ・ 教 師 へ の 不 信 ・ 不 満		2
非 行 等	詐欺・ストーカー		
	喫煙・薬物		
	家出・外泊		
	不良交友	1	
	窃盗・万引き		
思 春 期	異 性 交 遊		1
	健 康 ・ 心 身	2	1
	性 問 題		
社 会	仕 事		
	有 料 ・ 有 害 サ イ ト		
そ の 他			
合 計		17	10

青少年健全育成事業

(1) 児童生徒健全育成地域活動事業

市内中学校区を活動単位として、小・中学校及びPTA等が一体となり、その校区の実情に即した研修活動、教育相談活動、地域巡回指導活動、啓蒙活動を行い、児童生徒の健全育成を図った。

(2) 今治市青少年健全育成推進事業

青少年健全育成を目的とした社会教育関係の団体等が事業を実施するものに対し、その必要経費の一部を助成し、事業を推進した。

(3) ボーイスカウト・ガールスカウト合同入団式の開催（5月21日）

新入団員数	ボーイスカウト	12名
	<u>ガールスカウト</u>	<u>1名</u>
	計	13名

(4) 水の事故防止運動

「子どもを水の事故から守る運動」打ち合わせ会の開催（6月29日）
危険箇所の点検、旗立て、リーフレット、海水浴場の巡視

(5) あたたかい家庭づくり運動

家庭の日：毎月第3日曜日

子ども・若者育成支援強調月間：11月

家族の日：11月第3日曜日（前後1週間を「家族の週間」）

家族の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて再認識する機会として啓発活動を実施した。（広報いまばり 11月号に掲載・FMラヂオバリバリ放送）

※あたたかい家庭づくり運動／児童・生徒作品展（前年度）

令和5年3月11日～12日 応募総数691点

(6) 青少年の自覚を高める運動（少年式）

令和5年2月3日（金）（中学2年生）（前年度）

小中学校におけるいじめの現状

1 いじめの認知件数

	小学校	中学校
令和3年度	33 件	13 件
令和4年度	51 件	15 件

令和4年度内解消	34 件	11 件
----------	------	------

全体での解消率 約 69 %

※ 令和5年度10月末現在の状況

	小学校	中学校
令和4年度	32 件	11 件
令和5年度	28 件	7 件

現在の解消率 約 40 %

※ いじめの認知件数が、令和3年度から増加傾向となっている。

- ・ 新型コロナウイルスが5類となり、人との交流が活発になったことが一つの要因であると考えられる。
- ・ 教職員やハートなんでも相談員、SC、SSWなどによる相談活動や月末の悩み調査などの充実に努めている。

【令和4年度実績：のべ件数】

- ・ SC相談件数 小学校 113 件 中学校 2,204 件
- ・ SSW相談件数 小学校 22 件 中学校 14 件
- ・ ハートなんでも相談件数 小学校 5,556 件 中学校 388 件

【主な相談内容】

- ・ 不登校について (R4年度 小学校 99 名、中学校 96 名)
- ・ 友人関係について
- ・ 家庭環境について
- ・ 学業・進学について

2 いじめ発見の主なきっかけ

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の保護者からの訴え ・ 本人からの訴え ・ 他の保護者からの情報 ・ 学級担任が発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の保護者からの訴え ・ アンケート等学校の取組 ・ 本人からの訴え ・ 学級担任以外の教職員が発見

3 いじめの主な様態

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい ・ 悪口や嫌なことを言われる (LINE やネットゲームも含む) ・ 軽くぶつかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷やかしやからかい ・ 仲間外し ・ 軽くぶつかる

小中学校における不登校児童生徒の現状

1 不登校児童生徒数

	小学校	中学校
令和3年度	63 人	77 人
令和4年度	99 人	96 人

令和4年度は、令和3年度と比較すると、小学校36人、中学校19人増加

令和5年度10月末現在の状況

	小学校	中学校
令和4年度	53 人	84 人
令和5年度	99 人	89 人

令和5年度10月末の不登校児童生徒数は、小学校99人(昨年度10月と比較して46人増)、中学校89人(昨年度10月と比較して5人増)

2 不登校対策事業

(1) 「愛と心をつなぐ不登校対策事業」の推進

- ① 令和4年度から、本市独自の「愛と心をつなぐ不登校対策事業」を立ち上げ、小中各2校ずつをモデル校として、不登校対策支援員を配置し、不登校対策支援を拡充している。
- ② 1小学校を除く、小中学校でサポートルームの教室を確保し、エアコンを整備した。(令和5年度：小学校の名称はチャレンジルーム)
- ③ 小学校2校と全中学校に不登校対策支援員を配置して、学習支援や教育相談を行うなど、不登校児童生徒、それぞれ個に応じた支援を実施している。(令和5年度)
- ④ 不登校対策支援員を配置している小学校2校と全中学校に、電子黒板とビデオカメラ、Webカメラ等を配備し、ICTを活用した支援を推進している。(令和5年度)

(2) 適応指導教室「コスモスの家」の充実

様々な体験活動や学習を通じて自分に自信を持たせるとともに、人との関わりを学ぶことを通して、個々の生活スタイルやペースを大事にしながら、再登校等への自立を目指し、教育相談や適応指導を実施している。

(3) フリースクールとの連携

- ① 市教委が、市内のフリースクール(施設)の活動内容について把握し、ガイドラインに基づき出席扱いとして認めることのできる施設を判断している。(最終的な判断は、各校長の判断としている。)
- ② 令和5年度から、県フリースクール連携推進事業補助金の交付を受けたフリースクール(施設)を支援する制度を創設している。

○今治市青少年問題協議会条例

平成17年 1月16日

条例第18号

改正 平成26年 3月26日 条例第 4号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき、今治市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 関係行政機関の職員のうちから任命された会長及び委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員（会長を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 1月16日から施行する。

附 則（平成26年 3月26日 条例第 4号）

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○地方青少年問題協議会法（抜粋）

（昭和二十八年七月二十五日）

（法律第八十三号）

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。